

お知らせ

記者発表資料 平成19年9月11日

提供先	米子市政記者クラブ 境港市政記者クラブ
-----	---------------------

「中海・日野川情報ひろば」の 情報提供コーナー設置について

**地域のみなさまに、中海・日野川に関する
情報発信の場を提供します！**

中海は、平成17年11月にラムサール条約に登録され、地域の皆様方の水環境に対する関心もさらに高まってきており、様々な活動が展開されています。

また、斐伊川流域や日野川流域では、洪水や高潮から地域を守るための治水対策や水環境の保全・改善のための環境整備など、国土交通省としても様々な事業に取り組んでいるところです。

つきましては、「中海・日野川情報ひろば」を広く住民のみなさまに円滑に活用していただくために「**情報提供コーナー**」を設け、地域に密着した情報発信の場として提供していることをお知らせいたします。

中海・日野川の「治水」及び「環境」に関するテーマなどの掲示物で、広く地域のみなさまに周知しておきたいものを対象としております。

記

場 所：米子市加茂町2丁目113 「加茂町ビル1F103」
(米子市役所駐車場西側)
電 話：0859-32-9423

開館時間：10:00～16:00(年末年始は閉館)

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所

TEL 0853-21-1850

FAX 0853-25-0819

(技)副所長代理 きはら木原 ひとし均 (内線206)

水環境課長 ゆあさ湯浅 じょうじ丈司 (内線371)

「情報提供コーナー」を利用するには…

『中海・日野川情報ひろば』では、広く住民のみなさまに施設を活用していただくために、
 情報提供コーナーを設けています。
 情報提供コーナーを、地域に密着した情報発信の場としてご活用下さい。

情報提供コーナーの利用にあたって

・展示物の内容

1. 中海・日野川(斐伊川水系及び日野川水系を含む)の「治水」及び「環境」に関するテーマで、広く住民に周知しておきたいもの。
2. 中海・日野川(斐伊川水系及び日野川水系を含む)の「治水」及び「環境」に関するテーマで、公共の利益追求を目的とするもの。
3. その他、施設管理者が認めたもの。

・展示物の規格

展示物の大きさは「A3版縦」1枚とします。

・展示利用者

NPO法人、自治会、学校関係など公共の利益を目的として設置された団体とし、個人の掲示物は掲示できません。

・利用方法

掲示物を「中海・日野川情報ひろば」の受付窓口へお持ちください。

詳細は窓口で利用手続き及び留意事項についてご案内します。



是非利用してね!



『中海・日野川情報ひろば』 情報提供コーナーの利用について

「中海・日野川情報ひろば」は広く住民のみなさまに活用していただくために、
 住民のみなさまに、快適に利用していただくためにご協力をお願いいたします。

1. 設置目的
 国土交通省国土利用政策課及び国土交通省日野川河川事務所所長室等、関係機関が行っている治水の広報スペースとして「中海・日野川情報ひろば」(以下「情報ひろば」といふ)を運営しています。
 本スペースは、地域のみなさまに「治水」「環境」などの河川事業に関わる取り組みをわかりやすく紹介するための広報スペースです。
2. 展示物の内容
 展示物の内容は以下のとおりとします。
 ①中海・日野川(斐伊川水系及び日野川水系を含む)の「治水」及び「環境」に関するテーマで、広く住民に周知しておきたいもの。
 ②中海・日野川(斐伊川水系及び日野川水系を含む)の「治水」及び「環境」に関するテーマで、公共の利益追求を目的とするもの。
 ③その他、施設管理者が認めたもの。
 なお、治水関連の展示物を除き、治水以外の展示物を掲示するものは掲示してはけません。
3. 展示物の規格
 展示物の大きさは「A3版縦」1枚とします。
4. 掲示利用権
 以下NPO法人、自治会、学校関係など公共の利益を目的として設置された団体とし、個人
 の掲示物は掲示できません。
5. 利用手続き及び留意事項
 ①利用希望者は、掲示物を「情報ひろば」の受付窓口へ提出し、利用希望者に必要事項を記入していただきます。
 ②掲示物の掲示期間は、掲示物提出後1週間(3日間限定)です。掲示可能な掲示物は、関係機関の承認が必要です。関係機関の承認が必要な場合は関係機関へお問い合わせください。
 ③掲示物の掲示期間中は、関係機関の責任において、関係機関が責任を持ってください。
 ④関係機関の承認が必要な場合は、関係機関の責任において責任を持ってください。
6. 施設管理者
 国土交通省国土利用政策課 所長室とします。
7. 問い合わせ先
 国土交通省 国土利用政策課 日野川事務所 課長室
 電話 0663-21-1800 FAX 0663-22-7829
 中海・日野川情報ひろば 受付
 電話 0663-22-9423 FAX

情報提供コーナー 申込書

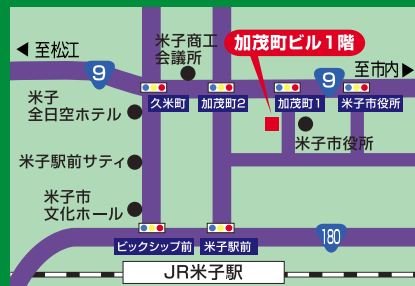
所属団体	代表者	担当者
住所	FAX	
電話番号		
E-mail	年 月 日	
申込日	年 月 日	
掲示予定期間		
利用目的		

お気軽にご来場ください

■開設時間/10:00~16:00(土・日・祝祭日も開館しています) ■駐車場/3台

中海・日野川情報ひろば

〒683-0823 米子市加茂町2丁目113「加茂町ビル1F 103」(米子市役所駐車場西側)
 TEL(0859)32-9423 FAX(0859)32-9423



「中海・日野川情報ひろば」 情報提供コーナーの利用について

「中海・日野川情報ひろば」を広く住民のみなさまに円滑に活用していただくために「情報提供コーナー」の利用ルールを取り決めています。

住民のみなさまに、快適にご利用していただくためにご協力をお願いします。

1．設置目的

国土交通省出雲河川事務所と国土交通省日野川河川事務所は共同で、両事務所が行っている河川事業の広報スペースとして「中海・日野川情報ひろば」(以下「情報ひろば」という)を開設しています。

本スペースは、地域のみなさまに「治水」「環境」などの河川事業に関わる取り組みをわかりやすく紹介するための広報スペースです。

2．掲示物の内容

掲示物の内容は以下のとおりとします。

- 1)中海・日野川(斐伊川水系及び日野川水系を含む)の「治水」及び「環境」に関するテーマで、広く住民に周知しておきたいもの。
- 2)中海・日野川(斐伊川水系及び日野川水系を含む)の「治水」及び「環境」に関するテーマで、公共の利益追求を目的とするもの。
- 3)その他、施設管理者が認めたもの。

なお、法令違反にわたるもの、政治的目的を有するもの、反社会的な内容のもの、他者を中傷するものなど公序良俗に反するもの及び「情報ひろば」の設置目的に著しくかい離するものは掲示してはいけません。

3．掲示物の規格

掲示物の大きさは「A3版縦1枚まで」とします。

4．掲示利用者

NPO法人、自治会、学校関係など公共の利益を目的として設置された団体とし、個人の掲示物は掲示できません。

5．利用手続き及び留意事項

- 1)利用希望者は、掲示物を「情報ひろば」の受付窓口へ提出し、利用者名簿に必要事項を記入してください。
- 2)内容確認のため掲示物を一時預り(3日間程度) 掲示可能なものは後日「情報ひろば」担当者が掲示を行います。(掲載日に指定がある場合はご相談ください。)
- 3)掲示期間は掲示後2週間とし、期限が来たら各団体が責任を持って撤去回収をお願いします。なお、利用者で撤去回収がなされていない場合には施設管理者において撤去します。
- 4)掲示物の内容や問い合わせについては、掲示される団体において責任を持っていただきます。

6．施設管理者

国土交通省出雲河川事務所 副所長とします。

7．問い合わせ先

国土交通省 出雲河川事務所 調査設計課 専門職(岡田)

0853-21-1850 FAX 0853-22-7829

中海・日野川情報ひろば 受付

0859-32-9423 FAX 0859-32-9423

情報提供コーナー 申込書

所属団体			代表者	
			担当者	
住所				
電話番号			FAX	
E-mail				
申込日	年	月	日	
掲示予定期間	年	月	日	~ 年 月 日
利用目的				
掲示内容				